

令和3年度

学校いじめ防止基本方針



七尾市立田鶴浜小学校

0. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

田鶴浜小学校いじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、国や県のいじめ防止基本方針を参照し、本校におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

— 目 次 —

0 はじめに	1
1 いじめ問題への基本姿勢	2
2 未然防止	4
3 早期発見	4
4 いじめの対応	8
5 インターネットのトラブル対応	12
6 重大事態への対処	16
7 いじめ防止行動計画	17
8 主な相談機関	19

1. いじめの問題への基本姿勢

(1) **いじめの定義**・・・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より抜粋

◆「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

- ☆ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。
- ☆ いじめは、「どの学校でもどの子どもにも起こりうる」ものであることを全教職員が十分認識すること。
- ☆ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校全体でもって児童一人一人に指導徹底すること。
- ☆ 児童一人一人を大切にする意識や日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること。
- ☆ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること。
- ☆ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること。
- ☆ 日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等は、「学校いじめ基本方針」に基づいて評価すること。

①いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。

②いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

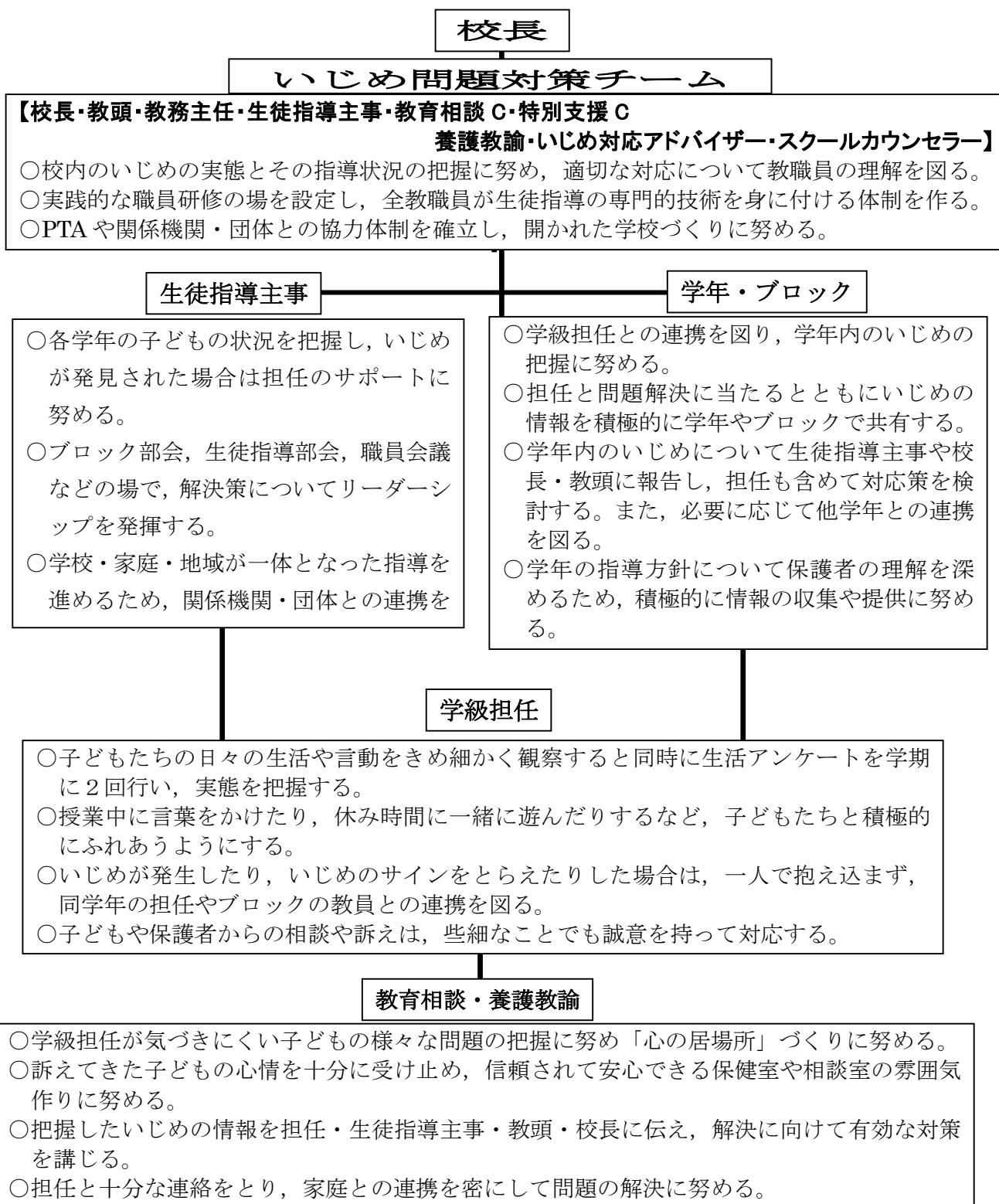
③犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

(2) 指導体制の在り方

- ①学校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること
 - ・学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織（「いじめ問題対策チーム」）を常設する。平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、小さな芽のうちに摘み取ること。
- ②いじめの問題の重要性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立していじめ・不登校見逃しゼロを実践する。
- ③いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や児童理解の時間などで取り上げ、教職員の共通理解を図る。

- ④いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応し、情報共有する体制を確立する。



(3) 教育活動において (主に学校全体で)

- ① お互いを思いやり尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たる。
- ② 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うように努める。

- ③ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、最新の注意を払っていく。
- ④ いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととする。
- ⑤ いじめられる児童に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っていく。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っていく。

(主に授業の中で)

- ⑦ 道徳や特別活動の時間の年間計画の中にいじめにかかわる問題を位置づけ指導を行うと同時に必要に応じて指導を行っていく。
- ⑧ 学級活動や児童会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言を行っていく。
- ⑨ 児童に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を取り入れたりして積極的な推進を図っていく。

2. 未然防止

① わかる授業づくりの推進

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進める。

② 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。

③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

- ・スクールカウンセラーと協力し、全学級で構成的エンカウンターを実施することで、自己有用感や自己肯定感を高める。
- ・あいさつ名人の表彰や廊下歩行名人の表彰で、学校生活の様々な場面で表彰できる場を設ける。

④ 代表委員会が中心となる取組

- ・いじめ防止集会を開催し、児童会からいじめ防止を呼び掛けてもらう。
- ・毎朝のあいさつ運動で代表委員会が他児童にあいさつの良かったところなどを褒める活動を取り入れる。

3. 早期発見

- ① 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- ② 児童の生活実態について、いじめなやみアンケート（年5回）や聞き取り調査を行うなど、きめ細かく把握していく。
- ③ いじめの把握にあたっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。
- ④ 児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応していく。
- ⑤ いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく的確に対応していく。
- ⑥ いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、教育

センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力をっていく。

- ⑦ 校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制を整備し、適切に機能させる。
- ⑧ 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制を作る。(相談窓口・そうだん箱の設置)
- ⑨ 教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図っていく。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底を図っていく。
- ⑩ 児童の個人情報の取り扱いについて、ガイドライン等に基づき、適切に取り扱っていく。
- ⑪ 学校で分かるいじめ発見のポイント
学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。

ア いじめられている子どもが学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点(特に、変化が見られる点)	
朝の会	<ul style="list-style-type: none">・遅刻・欠席が増える。・始業時刻ぎりぎりの登校が多い。	<ul style="list-style-type: none">・表情が冴えず、うつむきがちになる。・出席確認の声が小さい。
授業開始時	<ul style="list-style-type: none">・忘れ物が多くなる。・涙を流した気配が感じられる。・用具、机、椅子等が散乱している。	<ul style="list-style-type: none">・周囲が何となくざわついている。・席を替えられている。・一人だけ遅れて教室に入る。
授業中	<ul style="list-style-type: none">・正しい答えを冷やかされる。・発言に対し、しらけや嘲笑が見られる。・責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。・ひどいアダ名で呼ばれる。	<ul style="list-style-type: none">・グループ分けで孤立することが多い(机を合わせないなど)。・保健室によく行くようになる。※ 不まじめな態度で授業を受ける※ ふざけた質問をする。※ テストを白紙で出す。
休み時間	<ul style="list-style-type: none">・一人でいることが多い。・わけもなく階段や廊下等を歩いている。・用もないのに職員室等に来る。・遊びの中で孤立しがちである。・プロレスごっこで負けることが多い。	<ul style="list-style-type: none">・集中してボールを当てられる。・遊びの中で、いつも同じ役をしている。※ 大声で歌を歌う。※ 仲良しでない者とトイレに行く。
給食時間	<ul style="list-style-type: none">・食べ物にいたずらをされる。・嫌われるメニューの時に多く盛られる。・グループで食べる時、席を離している。	<ul style="list-style-type: none">・その子どもが配膳すると嫌がられる※ 好きな物を級友に譲る。
清掃時	<ul style="list-style-type: none">・目の前にゴミを捨てられる。・最後まで一人でする。・椅子や机がぼつんと残る。	<ul style="list-style-type: none">※ さぼることが多くなる。※ 人の嫌がる仕事を一人でする。

放課後	<ul style="list-style-type: none"> 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 顔にすり傷や鼻血の跡がある。 急いで一人で帰宅する。 	<ul style="list-style-type: none"> 用事がないのに学校に残っている日がある。 <p>※ 他の子の荷物を持って帰る。</p>
-----	---	---

イ いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点(特に、変化が見られる点)	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> 文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている。 プリントなどの配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする。 指名されただけで目配りし、嘲笑する。 	<ul style="list-style-type: none"> 後ろから椅子を蹴ったり、文具等で体をつついたりしている。 授業の後片付けを押しつけている。 自分の宿題をやらせている。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> 嫌なことを言わせたり、嫌なものを触らせたりしている。 移動の際など、自分の道具を持たせている。 	<ul style="list-style-type: none"> けんかするよう仕向けている。 平気で蹴ったり、殴ったりしている。
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> 配膳させたり、後片付けさせたりしている。 自分の嫌いな食べ物を押しつける。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の好きな食べものを無理矢理奪う。
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> 雑巾がけばかりさせている。 雑巾を絞らせている。 	<ul style="list-style-type: none"> 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> 自分の用事に付き合わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 違う方向なのに待たせて一緒に帰る。

ウ 注意しなければならない児童の様子

様子等	観察の視点(特に、変化が見られる点)	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> 活気がなく、おどおどしている。 視線を合わさない。 教師と話すとき不安な表情をする。 寂しそうな暗い表情をする。 	<ul style="list-style-type: none"> やる気を失う。 手遊び等が多くなる。 独り言を言ったり急に大声を出したりする。 <p>※ 言葉遣いが荒れた感じになる。</p>
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> 教科書等にいたずら書きされる。 刃物等、危険な物を所持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 服装が乱れたり破れたりしている。 持ち物、靴、傘等を隠される。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる。 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある。 インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる。 SNS*のグループから故意に外される。 	<ul style="list-style-type: none"> 教材費、写真代等の提出が遅れる。 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする。 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている。 <p>※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。</p>

*SNS: ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上で気軽に交流できるコミュニティサイト。（「情報モラル指導者研修ハンドブック」より）

⑫ 家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている子どもは、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子どもの変化を見逃すことなく対応する必要がある。

また、学校は保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があつたら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

ア いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- ・ 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・ 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- ・ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・ 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・ 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・ 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- ・ 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・ 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・ 投げやりで、集中力がわかない。些細なことでも決断できない。
- ・ ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。パソコンや携帯電話等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・ 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- ・ インターネットを閲覧した後に、動搖しているような行動をとる。
- ・ 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・ 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

⑬ 【家庭・地域社会との連携】

- ア 学校におけるいじめの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。
- イ 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っていく。
- ウ いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっていく。

エ PTA や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めていく。

⑭ 保護者の責務

保護者の責務等については、いじめられている子どもも、いじめている子どもそれぞれへの適切な対応が考えられるが、「法」にあるように、以下の点にも留意する必要がある。

・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（「法」第9条第1項）

・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。（「法」第9条第2項）

・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」第9条第3項）

⑮ 配慮が必要な児童・生徒

発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

4. いじめの対応

「いじめ」のレベルと対応》

レベル	実 態	対 応
1	悪口を言われる・からかわれる	全校体制で早期対応する。
2	仲間はずれにされる・無視される	教育委員会に報告する。 ※ここで食い止めるように最大の努力をする。
3	レベル2が継続して行われる。または、叩く・蹴るなどの身体的苦痛が伴う。	教育委員会の指示を仰ぎながら対策を考え対応する。
4	いじめが原因で不登校になる。または、保護者・本人がいじめを苦に転校を検討し始める。	教育委員会・各専門機関と連携し、指示を仰ぎながら対応する。
5	「死」を口にしあげたり、自傷行為をしたりする。	

(1) いじめられている子どもへの対応

- ① いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静にじっくり子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④ いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考え方を持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。

- ⑥ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

(2) いじめている子どもへの対応

- ① まず、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対に許されない行為であることを分からせる。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が表面でていないことがあるので、いじめの集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

(3) いじめられている子どもの保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして、話し合いの機会を早急に持つ。
その際、不安と動搖の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校としていじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さず保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(4) いじめている子どもの保護者への対応

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解しあうように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらえるよう要請する。
- ④ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(5) いじめが起きた集団への対応

- ① 具体的事実に基づいて話し合う(当事者の了解・配慮)。
- ② いじめられた子どもに共感させ、いじめた子どもも学級集団に情緒的に取り込むように

する。

- ③ 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④ 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。
- ⑤ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。

【学級での話し合いの進め方】

- ア 事実と問題の明確化…いじめは許されない行為である
- イ 冷静な解決の模索…生活の振り返り、自己内省による知的変革
- ウ 行動指針の発見…内省による具体的行動(是認、黙認⇒責任の確認)、人権意識の育成、信頼感の確立
- エ 連帯感の育成、人間関係づくり…自己存在感

(6) 個別案件対応班について

① 目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

② 構成

- ・当該児童の学級担任に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ・いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーが加わることもある。
- ・いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

③ 役割

- ・情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ・具体的な対応策を検討し、役割分担を明確して対応を進める。
- ・事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- ・対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- ・対応の結果について整理し、記録に残す。

(7) いじめ対応アドバイザーの活用について

① 目的

外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

② 活用計画

- ・平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ・いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
- ・いじめ問題に関する研修講師

(8) いじめの解消

いじめが安易に「解消」され、対応がなされていない現状を受け、以下の規定を基に、いじめの「解消」を捉える。

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事業も勘案して判断するものとする。

(「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

① いじめに係る行為が止んでいること

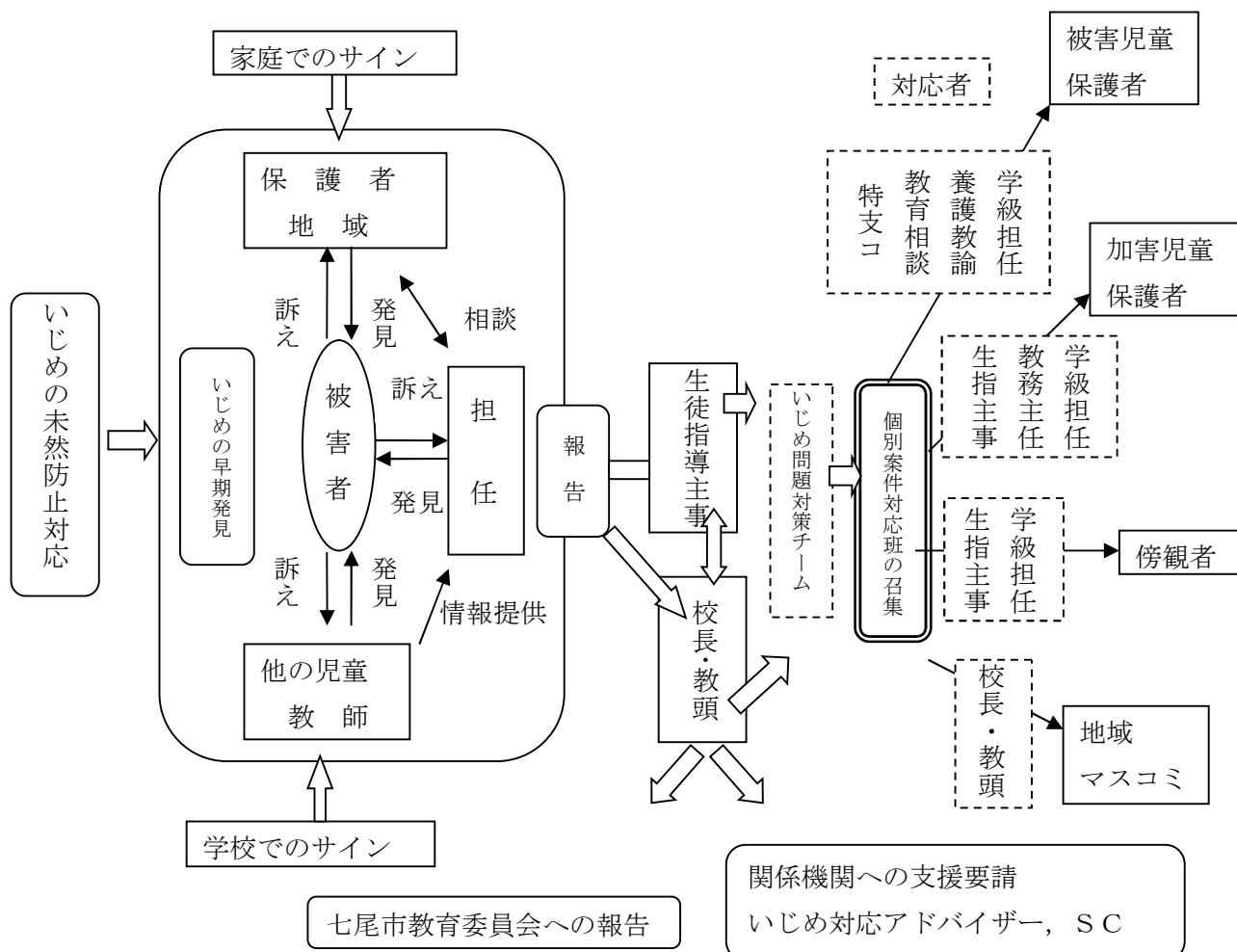
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消する」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(9) いじめ問題に対する校内体制整備



5. インターネットのトラブル対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境になり、児童にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。さらに学校は、児童に情報モラルの指導ができるよう体制整備を進めていく。

(1) 「ネットいじめ」の特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流失した個人情報等は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・保護者には、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう要請する。

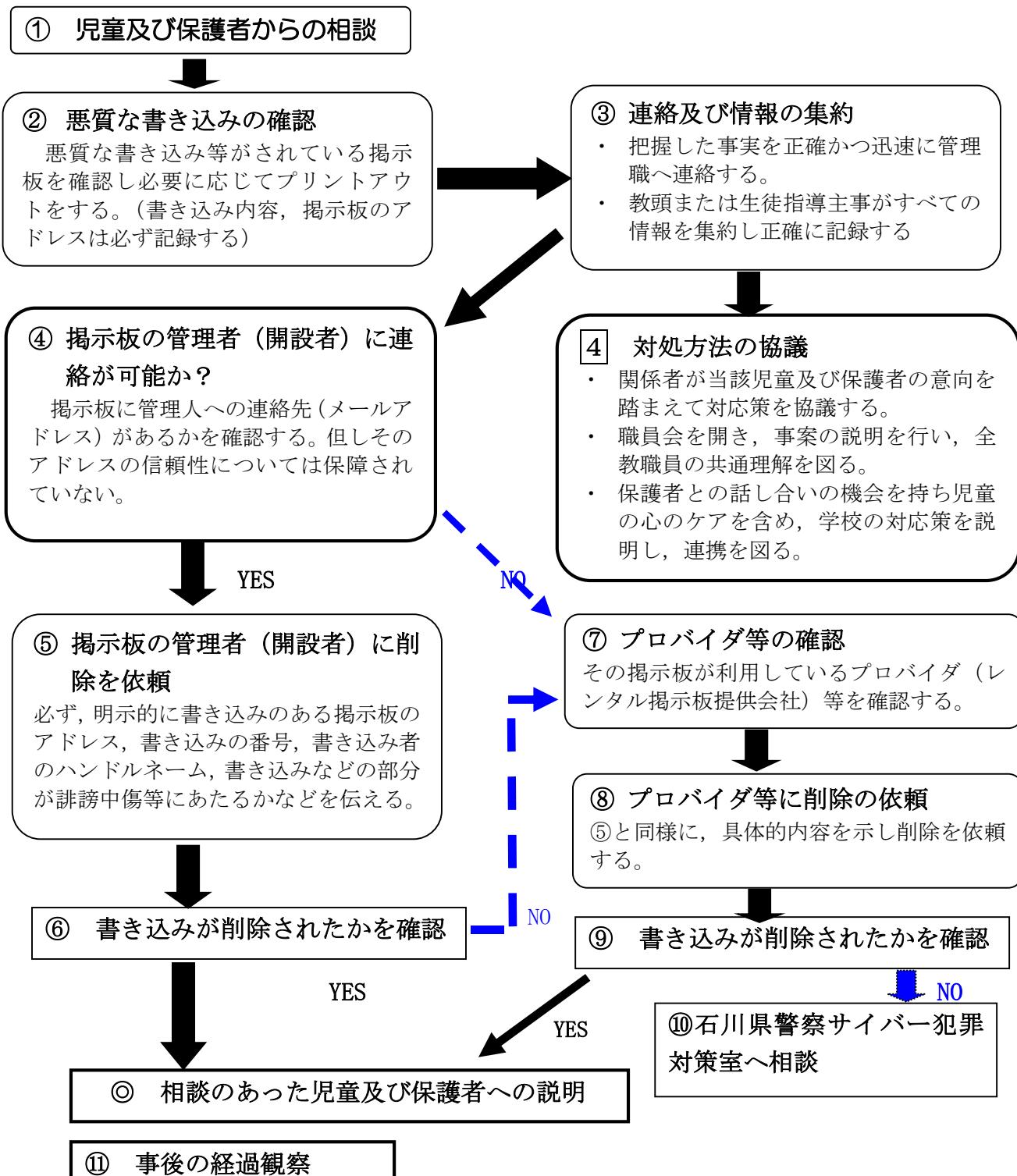
(3) 児童を守るために

①悪質な書き込みをされた場合の対処方法

児童やその保護者から、電子掲示板などに悪質な書き込みをされたという相談を受けた場合

- 書き込みの削除を事件化よりも優先する。
- 児童に対する指導を行い再発防止に努める。
-

◆ 対応フローチャート ◆



(4) 児童・保護者への対応

①児童への指導

ア 被害児童への対応

- ・嫌な思いや不安を感じたことなどへの共感的理解を基本とする。
- ・特に、書き込みをした者が分からぬ場合は、周りのすべての友人に疑いを持つなど、精神的に追い詰められた状態になっていることもあるので、十分配慮する。
- ・必要に応じて養護教諭、スクールカウンセラーなどと連携する。

イ 加害児童への対応（書き込みを行った児童が判明した場合）

- ・相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う。
- ・不特定多数の者が閲覧できる場で、一方的に他人を誹謗中傷することは犯罪になる可能性もあり、絶対に許されないことを厳しく指導する。
- ・メールやプロフ等への書き込みには、必ず責任が伴うことを理解させる。
- ・加害児童の複雑な心の屈折やストレスの背景に配慮することも必要である。

ウ 一般児童への指導

- ・指導日時、指導する内容、対象児童（クラス、学年、全校）について、事前に十分協議する。
- ・被害児童の人権やプライバシーに配慮しながら実施することを確認し、教員によって指導内容が異なることがないように留意する。
- ・七尾市によるネットアンケート実施を行い、ネット上のマナーの周知徹底を行う。

●自分や家族、友だちの情報を書き込まない

●他人を誹謗中傷しない

●困ったときは、まず相談する

【指導のPOINT】

- ① 電子掲示板等に他人を誹謗中傷する書き込みをする行為については、その内容によって名誉毀損や侮辱罪といった犯罪になる可能性があること。
- ② 電子掲示板に匿名で書き込みをしても、警察が犯罪行為であると判断した場合には書き込みをした者の特定を行っており、実際に捕まっているケースもあること。
- ③ 電子掲示板でのトラブルが殺人事件にまで発展してしまう危険性があること。
- ④ 現実世界と同様にインターネットなどを利用する際にもルールやマナー（ネチケット）があり、トラブルを避けるためには、お互いにネチケットを守らなければならないこと。
- ⑤ 誹謗中傷は、いじめであり、それによって人を不幸にすることになること。



②保護者への啓発

インターネット上のトラブルについては、初期の段階で対策を講じていれば被害を防げるケースも多いので、保護者の方にもインターネットの知識や危険性について知り、家庭でのルール作りの参考にしてもらう。

ネットの知
識を得る

インターネット上では、常に新しいサイトやシステムが登場するため、その危険性を把握するには、多くの努力を必要とします。保護者が危険性を理解していない空間に子どもを放任することは非常に危険なことなので、できる限りネットの知識を得るようにしましょう。

家庭でのル
ール決め

インターネットの危険性を十分認識し、家族でインターネット接続のルールを作りましょう。保護者の目の届く範囲でパソコンを使用させる等のルールを作りましょう。

子どもの行
動を見守る

何らかのトラブルに巻き込まれた子どもたちは、必ず行動に変化が認められます。そのシグナルを見逃さないようにパソコン等の使い方を普段から観察し、子どもの行動に理解を示しましょう。

フィルタリン
グの活用

悪質なサイトを見せないことで、子どもたちが事件に巻き込まれることを未然に防ぐことができますので、フィルタリングを有効に活用し、違法・有害サイトへ接続させないようにしましょう。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- ・相当の期間は、年間30日を目安とする。
- ・児童が一定期間、連続して欠席しているような場合。

なお、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ・教育委員会の指導・助言のもと、速やかに個別案件対応班を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、中立性を保って調査する。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、できるだけ多くの情報を収集・整理して明確にする。
- ・不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、結果を重視し再発防止に取り組む。

(4) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

- ・学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、教育委員会の指導のもと、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。

② 調査結果の報告

- ・調査結果については、教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

7. いじめ防止行動計画チェック表

(学校長・教頭・生徒指導・特別支援C・教育相談C・養護教諭)

評価について

○…できた、△…継続中、×…できていない

	学校長	評価	教頭	評価	生徒指導担当	評価	特別支援C 教育相談C (S C 担当)	評価	養護教諭	評価
4月	・いじめOに向けての取組方針等の確認と共通理解 ・入学式・始業式・学校だよりで周知 ・PTA懇談会		・生徒指導個人カルテの確認 ・出欠チェック ・外部機関との連携		・生活目標の提示と共通理解 ・児童理解の会全体会の開催 ・個人カルテの記入について提案 ・あいさつ運動強化月間 ・相談箱のチェック（毎日） ・代表委員会によるいい所見つけの実施（毎月実施） ・代表委員会によるあいさつ名人見つけの実施（毎月）		・生徒指導個人カルテの確認 ・校内特別支援委員会の開催 ・職員会議時の児童理解の会の開催		・配慮を要する児童について共通理解 ・出欠チェック ・保健室来室者点検 ・各学級担任との情報交換	
5月					・相談箱のチェック（毎日） ・代表委員会によるいい所見つけの実施（毎月実施） ・代表委員会によるあいさつ名人見つけの実施（毎月）		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・職員会議時の児童理解の会の開催			
6月	・学校評議員会				・相談箱のチェック（毎日） ・代表委員会によるいい所見つけの実施（毎月実施） ・代表委員会によるあいさつ名人見つけの実施（毎月）		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・職員会議時の児童理解の会の開催			
7月	・いじめ対応アドバイザー研修				・夏休みのしおり ・いじめ対応アドバイザー研修の計画 ・相談箱のチェック（毎日） ・代表委員会によるいい所見つけの実施（毎月実施） ・代表委員会によるあいさつ名人見つけの実施（毎月）		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・職員会議時の児童理解の会の開催			
8月	・いじめ対応アドバイザー研修 ・1学期の取組の評価と2学期の方針周知		・いじめ対応アドバイザー研修 ・いじめ防止標語の取組 ・保育園訪問		・夏季休暇中の巡回指導 ・いじめ対応アドバイザー研修 ・代表委員会によるいい所見つけの実施（毎月実施） ・代表委員会によるあいさつ名人見つけの実施（毎月）		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・職員会議時の児童理解の会の開催		・長期休業明けに配慮を要する児童について共通理解	
9月					・あいさつ運動強化月間 ・児童理解の会全体会の開催 ・相談箱のチェック（毎日） ・代表委員会によるいい所見つけの実施（毎月実施） ・代表委員会によるあいさつ名人見つけの実施（毎月）		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・職員会議時の児童理解の会の開催		・長期休業明けに配慮を要する児童についての観察 ・出欠チェック ・保健室来室者点検 ・各学級担任との情報交換	
10月	・学校評議員会		・ピュアキッズスクールの実施		・相談箱のチェック（毎日） ・代表委員会によるいい所見つけの実施（毎月実施） ・代表委員会によるあいさつ名人見つけの実施（毎月）		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・職員会議時の児童理解の会の開催			
11月					・相談箱のチェック（毎日） ・代表委員会によるいい所見つけの実施（毎月実施） ・代表委員会によるあいさつ名人見つけの実施（毎月）		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・職員会議時の児童理解の会の開催			
12月					・「冬休みのきまり」づくり ・相談箱のチェック（毎日） ・代表委員会によるいい所見つけの実施（毎月実施） ・代表委員会によるあいさつ名人見つけの実施（毎月）		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・職員会議時の児童理解の会の開催			
1月	・2学期の取組の評価と3学期の方針周知				・相談箱のチェック（毎日） ・代表委員会によるいい所見つけの実施（毎月実施） ・代表委員会によるあいさつ名人見つけの実施（毎月）		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・職員会議時の児童理解の会の開催			
2月	・学校評議員会		・小保連絡会		・児童理解の改善大会の開催 ・代表委員会によるいい所見つけの実施（毎月実施） ・代表委員会によるあいさつ名人見つけの実施（毎月）		・小保連絡会 ・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・職員会議時の児童理解の会の開催			
3月	・1年間の評価および来年度の取組の立案		・小中連絡会		・生徒指導個人カルテの整理の呼びかけ		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・職員会議時の児童理解の会の開催			

＜いじめ防止行動計画チェック表の扱い＞

- ①生徒指導担当が作成
- ②月末に生徒指導担当から回覧をする
- ③各担当者、学級担任は該当する欄に記号を記入

評価について ○…できた、△…継続中、×…できていない

	学級担任	1の1 評価	2の1 評価	3の1 評価	4の1 評価	5の1 評価	6の1 評価	なかよし 評価	わかば 評価	つばさ 評価
4 月	・児童理解の会プロック会（職員会・随時） ・生徒指導個人カルテの確認 ・生活目標チェックの実施と対応									
5 月	・児童理解の会（職員会・随時） ・生活目標チェックの実施と対応									
6 月										
7 月										
8 月	・夏季休暇中の巡回指導 ・いじめ対応アドバイザー研修									
9 月	・児童理解の会（職員会・随時） ・生活目標チェックの実施と対応									
10 月										
11 月										
12 月										
1 月										
2 月	・児童理解の会（職員会・随時） ・生活目標チェックの実施と対応 ・小保連絡会、実施後の共通理解									
3 月	・生徒指導個人カルテの整理 ・小中連絡会にむけた共通理解									

8. 主な相談機関

	相談機関（所属）	電話番号	受付時間	・主な内容 ※コメント
1	24時間子供SOS相談テレホン (文部科学省) (石川県教育委員会学校指導課)	0120-0-78310 076-298-1699	365日 24時間	※自分や友だちがいじめられている。こわい目にあっている。いやな思いをしているとき、一人で悩まないで電話してください。 ※たとえ、つながらないことがあってもためらわず、何度でもかけてください。あなたの電話を待っています。
2	いじめ相談窓口 (石川県教育委員会学校指導課)	076-225-1830	月～金 9:00～17:00	※皆様からの「いじめ」に関する情報を専門の職員がお聞きし、迅速に対応いたします。
3	こころの健康に関する相談 (石川県こころの健康センター)	076-238-5750	月～金 8:30～17:15	・対人関係や性格についての悩み ・ストレスによる心身の不調 ・学校、職場、家庭内で起こっている心の問題 ・アルコールや薬物に関する問題 ・精神に障害のある方の生活や社会参加などの相談 ・ひきこもりの悩み
	こころの相談ダイヤル (石川県こころの健康センター)	076-237-2700	365日 24時間	
4	石川県家庭教育電話相談 (石川県教育委員会生涯学習課)	076-263-1188	月～土 9:00～13:00	※家庭教育に関する悩み相談にお答えしています。お気軽に、ご利用ください。
5	石川県七尾児童相談所 (厚生労働省)	0767-53-0811	月～金 8:30～17:15	・学校や保育園に行きたがらない。 ・学校で友だち関係がうまくいかなかったり、授業中落ち着きがなかったりする。 ・友だちや先生に暴力をふるう。 ※相談は、予約されたほうをお待たせすることなく、ゆっくりとお話をうかがうことができます。まずはお電話ください。 ※虐待通告、緊急を要する相談、一般相談の受付は24時間365日対応しています。
6	子どもの人権110番 (法務省) (金沢地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (上記以外は留守番電話対応)	※「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなければならずする場合が少なくありません。「子どもの人権110番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり、子どもだけでなく、大人もご利用可能です。電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。
	子どもの人権SOS-eメール (金沢地方法務局)	https://www.jinkenn.go.jp/kodomo	365日 24時間	
	子どもの人権SOSミニレター (金沢地方法務局)	各学校に設置してある用紙を利用		
7	いじめ110番 (県警少年サポートセンター)	0120-617-867	365日 24時間	※いじめ問題で悩む児童生徒、保護者等からの相談等に24時間対応しています。お気軽にお電話ください。
8	七尾市教育研究所 (七尾市教育委員会)	0767-57-5671	月～金 9:00～16:00	・いじめ・不登校などに関する相談。 ※来所相談は要予約。
9	児童・ひとり親・女性相談 (七尾市子育て支援課)	0767-53-8445	月～金 8:30～17:15	・子育て・育児不安等に関する相談。
10	オアシスライン(七尾市・中能登町)〈親と子のなんでも電話相談室〉	0767-52-0783	月～金 13:00～16:00	・悩んでいること、困っていることなどの相談。
11	チャイルドラインいしかわ (NPO チャイルドライン支援センター)	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00	※18歳までの子どものための相談先です。かかえている思いを誰かに話することで、少しでも楽になるよう、気持ちを受けとめます。あなたの思いを大切にしながら、どうしたらいいかと一緒に考えてていきます。お説教や命令、意見の押し付けはしません。 ※話を聴くのは「受け手」と呼ばれるボランティアの大人たちです。たくさん受け手がいるので、次にかけたときに同じ受け手と話が出来るのは限りませんが、真剣な思いはみんな一緒です。誰かと話がしたい、誰かに悩みを聞いてほしい、そんなあなたを待っています。
12	いのちの電話 (法人 日本いのちの電話連盟)	0570-783-556	毎日 10:00～22:00	・相談員に電話やメールで悩みを相談できる窓口
		0120-783-556	毎日 16:00～21:00	
13	よりそいホットライン (法人 社会的包摶サポートセンター)	0120-279-338	365日 24時間	・相談員に電話やSNS等で悩みを相談できる窓口